

令和6年度茨城地方最低賃金審議会
第四回本審議会議事録

令和6年8月21日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和6年8月21日（水）午前9時30分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉
菅野 雅子
清山 玲
野村 貴広
松本 理佳子

労働者代表委員 大森 玄則
小坂 祐之
宮下 有一

使用者代表委員 遠藤 隆光
澤畑 英史
舟木 健生
水出 浩司
柳瀬 香織

茨城労働局 局長 澤口 浩司
労働基準部長 江口 勇次
賃金室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
賃金係 佐藤 瑞己

議事次第

- (1) 異議申出審議
- (2) その他

補佐 本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和6年度第4回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により労働者代表委員の黒澤委員、星野委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、委員総数の3分の2以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を清山会長にお願いいたします。

会長 皆様、暑い中ご参集くださりましてありがとうございます。さっそく議事に入ります。全国の最低賃金の改正状況について事務局に説明をお願いします。

賃金係 説明いたします。皆様のお手元にこちらの全国の最低賃金の決定状況の一覧を資料とは別にお配りさせていただいております。詳細な説明は省略させていただきますが、参考にご覧いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

会長 当審議会が答申を出して以降、かなり高い水準の答申額が出ているところがあります。ご覧になっていただくといいかないと思っています。この資料につきまして、何か質問等ございますか。

全委員 (質問等なし)

会長 それでは、議題(1)の異議申出審議に入ります。8月5日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、8月20日までに茨城県労働組合総連合関係を含め合計6件の異

議申出書が局長あてに提出されましたので、この件について審議をお願いすることになります。まず、この異議申出書の提出に伴って、局長から諮問がございます。事務局から諮問文の朗読をお願いします。

賃金係

(諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

会 長

ただ今、局長から当審議会に対して、異議申出書について諮問がありましたので審議いたします。事務局にまず説明をお願いします。

室 長

それでは、私の方からご説明させていただきます。

異議申出書の前に、茨城県労働組合総連合様から7月31日の審議会資料No.14の意見書の追加として、832筆の署名が追加されておりますので、ご報告いたします。

ただ今、会長からご説明がありましたように6団体から異議申出書の提出がありました。異議申出の内容につきましては、資料No.1の303ページから資料No.6の310ページになりますが、異議申出書を昨日受理した後、委員の皆様には直ちに異議申出書を情報提供しておりますので、この場におきましては、異議申出のあった団体名のみご紹介させていただきます。ご理解のほどよろしく願いいたします。まず、茨城県労働組合総連合様。なお、この後、提出団体からの陳述があります。茨城県自治体労働組合連合様。この後、提出団体からの陳述があります。全日本年金者組合茨城県本部様。茨城県高等学校教職員組合様。全労連・全国一般労働組合茨城地方本部様。全日本建設交運一般労働組合茨城県本部様。以上、6団体の異議申出書が提出されております。

会 長 前回の審議会で異議申出があった場合には、申出者から意見聴取することに決定しております。意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。事務局で準備をお願いします。

(陳述人①、傍聴席から移動し着席)

会 長 陳述人の方は、氏名、団体名を述べてから5分程度で異議について説明をお願いします。

岡野陳述人 皆さん、おはようございます。茨城労連の事務局長をしています岡野といいます。よろしく申し上げます。また、本日はこういう機会をいただきまして、ありがとうございます。

8月5日の52円引き上げて1,005円にするという答申については、目安額より2円アップの52円引上げは関東圏では見られない引上げ額であり、審議会の皆様のご奮闘に敬意を表したいと考えています。このことだけは、きちんと言わないといけないと思ってきたところですが、ただ、大井川知事もコメントを出されていますけれども、私たちとしては、今の物価高の中で、生活が非常に困難になってしまっている中で、1,005円では納得できる金額ではないということこれからお話していきたいと思っています。

私たちが12月に毎年行っている公契約アンケートという市町村の会計年度任用職員のアンケートがあるのですが、全職員の42.3%であって、昨年は12月以降改定されたので、平均としては1,019円でした。まず、問題としては、会計年度任用職員の80.9%が女性であるというところで、これは非正規労働者の多数を女性が占めるという現状の中で、男女間の賃金格差が大きな政治問題になっていま

すが、男女間の賃金格差を作っている大きな原因の一つが、最低賃金の低さであり、看護や介護、保育などのケア労働者の賃金が低いことは、健全な日本社会の継続にも関わる重大な問題だと考えています。現役世代だけではなくて、いわゆる高齢女性の年金生活者にとっても、低年金の中で働かざるを得なくなっています。そういう人たちが結果的に生活できないという状況なっていますので、特に、非正規労働者、女性の低賃金の問題を改善するためにも最低賃金の引上げが非常に重要だし、1,005円に留まるのではなくて、やはり私たちとしては段階的に1,500円を目指していただきたいということで、異議を申し上げます。

それから、最低賃金が全国一律制ではないということで、私たちとしては、審議会として国に制度の変更を求めている上、全国一律制を実現して労働者の県外流出を食い止め、人手不足を解消してほしいところです。今年を目安は、AからC全部50円でしたけれども、これまでの格差が残っているので、結果的に茨城でも、例えば取手のような県南地域で言えば、千葉や東京の方に労働者が流出してしまっています。これは、7月31日に自治労連、医労連の方からもそういう話があったとおりです。特に、最低賃金が高いところほど時給が高いというケースがあるので、取手あたりの高校生とか若者は千葉や東京の方に行ってしまうと、結果的に茨城県の県南地域では人手不足が深刻になってしまっています。それから、茨城と東京の生活費の問題ということも考えると、確かに住宅費が東京は高いというのはわかるのですが、茨城では逆に車がないと生活できないという中で、車の維持費、ガソリン代とかなどは上がっているのです、やっぱり全国一律制にしていくということが非常に重要だと考えていますので、よろしくをお願いします。

それから3番目は、専門部会は公開の場で審議を行って

くださいということです。これについては、そこに書いてあるとおりに考えていますので、また来年度以降の最低賃金の審議にあたっての検討事項という形で考えていただければと思います。私の方からは以上です。

会 長 ありがとうございます。ただ今の陳述について、何かご質問やご意見はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 はい、ありがとうございます。

(陳述人①退席、傍聴席へ)

(陳述人②、傍聴席から移動し着席)

会 長 それでは、陳述人は、氏名・団体名を述べてから5分程度で異議についてご説明をお願いします。

柿沼陳述人 私、茨城県自治体労働組合連合の書記長をしております柿沼と申します。7月31日の第2回の審議会に引き続きまして陳述の場を設けていただきまして大変感謝しております。ありがとうございます。まず、先ほど岡野の方からも話がありましたけれども、茨城は52円引き上げる答申額というのは、関東地方では唯一というところと、ついに隣の栃木県よりも1円ですが高い額となったということは、審議会の皆様のご尽力の賜物だと思っております。これにつきまして、まずはお礼申し上げます。ありがとうございます。ただ、しかしながら、これは知っておいていただきたい事実としてお話をさせていただくのですが、305ページの異議申出書に則って説明したいと思います。我々公務労働者の賃金は、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、8

月8日に人事院から国家公務員に対する給与勧告が行われました。その中で、来年度から地域手当の級地、支給率の見直しということで勧告がございまして、それにより本県では水戸をはじめ全部で10の市が支給率マイナスとなってしまうました。民間、公務問わず多くの職場で賃上げとなっている昨今の流れに逆行する実質賃下げの強要が国によって行われるという異常事態だと思います。こちらは、茨城に限ったことではなく、全国で135の市町村が同様の賃下げ強要を受けることとなります。次のページの表、ちょっと分かりづらくて申し訳ないのですけれども、まず一番左が新たに人事院から勧告された都道府県単位の支給率です。それによってプラスとなる市町村の数、現状維持の市町村の数、マイナスになる市町村の数を書かせていただきました。茨城は先ほどお話ししましたように、マイナスになる市は10ですけれども、隣の埼玉は24ございます。その一方、東京はすべての市町村で現状維持もしくはプラスということで、マイナスになる市町村は一つもございません。その下の神奈川についても、鎌倉市だけマイナスとなっていて、あとはほとんどプラスです。少なからず、最低賃金と地域手当の支給率というのは、ある程度の相関関係がみられるのではないかとこの表を作ってみて感じたところです。改めて、最低賃金の全国一律制の実現というのは、この地域間格差を無くすためには絶対条件だということで、今回の人事院勧告の結果を見て強く主張させていただきたいところです。こちらの人事院勧告というのは国家公務員に対する勧告ですけれども、地方公務員についても国準拠との考え方から、ほとんどの自治体でこの勧告を準用されます。さらに、この地域手当の級地というのは、地方交付税にかかる普通態容補正の他、介護報酬に係る地域区分や、保育所運営費の単価等に係る地域手当の級地など様々なことに利用されていますので、公務労働者の

給与に留まらず、様々な業種の賃金や、地域全体の住民生活においても大きな影響を及ぼすと考えていることを改めて主張させていただきます。一刻も早い最低賃金の全国一律制の実現に向けて、52円を上回る大幅な引上げ額となるよう再審議を求めるところです。先ほど、事務局の方からお話があったと思いますが、今年度の各都道府県の審議会において、44都道府県中24県で中央が示した目安額50円を超える大幅な引上げ額となっています。特に、Cランクの区分の県を中心に大幅な引上げとなっているかと思えます。こちらは、今まで国のランク付けによって引上げ額を低く押さえつけられていた地方が、少しでも他県に追い付こうとする意志の表れかと考えます。大井川知事も本県の最低賃金の本来あるべき額より低く抑えられていると指摘されていることを踏まえましても、まだ引上げの余地はあるものと考えますので、この後の慎重な審議の方を願って、発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。ただ今の異議申出につきまして、何かご意見やご質問はございますか。

全委員 (意見・質問等なし)

会 長 ありがとうございます。
それでは、これで異議聴取を終了いたします。

(陳述人②退席、傍聴席へ)

会 長 先ほどの公開のことについてなのですが、昨年もご説明しましたが、非公開の部分については、答申の際に、かなり詳しく説明しています。ですから、何か疑心暗鬼になら

れるようなことは無いと思います。労使の主張も公益の見解も審議のプロセスについて透明性を持っていると思います。ただし、非公開の部分については、公開にすることによって率直な意見交換がかえって損なわれるということがあつたりするので、今のところ非公開にしているということがございます。ただし、できるだけ、ここまでは大丈夫ではないかと確認しながら、公開に努めているところです。この点、説明しておきたいと思います。誤解があるといけないので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、異議申出に関して、労使双方からご意見を伺いたいと思いますが、意見を集約するために打合せをする時間が必要でしょうか。

大森委員 はい。

会 長 わかりました。その上で、公労公使でお話を伺った方がよろしければその時間を取りますがいかがですか。

大森委員 大丈夫です。

会 長 使用者側はどうですか。

澤畑委員 大丈夫です。

会 長 では、休会といたしますので、よろしくお願いします。

（休会。別室にて、労働者側委員協議）

会 長 それでは、労使双方の代表の方からそれぞれご意見をお伺いしたいと思います。まず、労働者側からお願いいたします。

それでは、私の方から、異議申出に対する労働者側の意見を述べたいと思います。

先ほど、6つの団体から異議申出と、意見陳述人からの説明がございましたけれども、労働者側としても、ほぼ同様の考え方で審議をさせていただいたところでございます。大きくは3点ございます。1つ目は、労働者の生活の安定に資する絶対額水準の引上げを図ること、2つ目は、物価高が続く中、特に低所得層の生計費に配慮すること、3つ目は、経済実態を踏まえたランク内および隣県との格差改善を図ること、この3点を基本に、具体的には、目安を尊重しつつ時給1,000円を確実なものとし、さらに、地域間の格差是正を図るべく、審議をしてきたところでございます。今年の審議は、物価高が続く中、実質賃金の低下が続いており、また、春闘におきましては、33年ぶりに5%台の高水準となり、最低賃金引上げの期待感はかつてなく大きい中で、大変難しい審議となったと感じています。とりわけ、われわれ労働者側としては、最低賃金近傍で働く労働者の厳しい生活実態も踏まえ、1円でも多くプラスにしたいという思いで審議をしてきました。結果として、茨城は、目安額の50円を超え52円プラスとなり、昨年にくく、過去最大の上げ幅となりました。労働者側としては、この額は決して十分な結果とは思っておりませんが、真摯な審議によるものであり、一定の成果を得られたものと考えています。労働者側としては、これ以上、審議を続け長引かせることは、混乱を招くものと考えますので、今回は、ここで審議を終了し、10月1日の発効を是非担保したいと考えております。今回、1,000円は超えましたけれども、地域間の格差や労働力の流出を考えると、まだまだ不十分でございますので、来年度以降も、引き続き前向きな審議をお願いしたいと思います。私の方からは、以上でござ

ざいます。

会 長 ありがとうございます。それでは、使用者側からお願いいたします。

澤畑委員 使用者側でございますが、これ以上の審議は不要という考え方でございます。理由としましては、本年度の審議を進めていく中で、議論の争点となりました生計費の上昇という観点から、最低賃金を引き上げていくことの必要性につきましては、これまでも申し上げてきましたとおり、使側といたしましても理解はできますが、一方で、特に地場中小企業の皆さんにおかれましては、支払い能力の有無に関わらず、全ての企業に適用されるため、急激な上昇を避け、緩やかな上げ幅でお願いしたい、と申し上げてまいりました。結果、昨年続き過去最大の上げ幅となり、企業の負担はますます増えてまいります。

改めまして、従業員やその家族の生活が守られますよう、これまで以上の負担が強られる、特に中小企業の皆さんに対し、きめの細かい行政からの支援・施策を展開いただけますようお願い申し上げます。使側からは以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今、労使双方のご意見について、ご意見等ございますか。

(意見等なし)

会 長 では、ここで公益の見解を述べるのですけれども、一旦公益で打合せをさせていただきたいので、休会といたします。

(休会。別室にて、公益委員協議)

会 長

それでは、ただ今、労使双方からそれぞれのご意見を賜りました。労働者側からは、十分満足しているわけではないけれども、ぎりぎりの審議をした結果であるというお話でしたし、使用者側からは、最低賃金の引上げの必要性は理解しているけれども、中小企業の状況を踏まえて一定のところで抑えてほしいというご意向だということです。これに対して、公益見解としては、基本的に前回もお話をしたところですが、中央最低賃金審議会では、各地方の最低賃金審議会は、地域の経済の実情を考慮して決めるようにということをメッセージとして強く発しています。つまり、目安はあくまで目安であって、消費者物価を上回ることとか、賃金上昇率とか、地域間格差の是正とか、いろいろなものを踏まえて、地域の実情を考慮した上で決めるようにということでした。それをふまえて、茨城地方最低賃金審議会の公益見解としては、目安50円プラス2円の52円引上げの1,005円という結論にしたいと思います。その公益見解の根拠については、7月末に発表されていた直近6月の雇用情勢によると、新規の求人倍率は2倍を超えています。求人の充足率は、正社員で1割程度、常用パートでも2割に満たないという水準にあるということ。人材確保の観点では、新規求人倍率が3倍を超える求人規模が極めて大きい東京圏への流出を防止し、できるだけ首都圏からの転入を促すことが必要なのではないかということ。最後に、茨城県の最低賃金は全国15位ですが、これに対して、最賃決定の参考資料である総合指数が9位、1人当たり県民所得は全国7位、これは直近で2022年の数字です。所定内給与全国9位、きまって支給する現金給与総額全国10位という水準にあります。現在の最低賃金の水準が経済的なものとの見合いが低くなっているのは、Bランクから

Cランクに落ちた期間がそれなりにありまして、その間に形成されたもので、すぐに解消できるものとは言えなかったとしても、県の経済力に見合った水準に一定期間内に引き上げることが、茨城地方の経済社会の持続可能性を考える上で大切だと公益としては考えます。したがって、公益としては目安にプラスアルファすることが妥当だと考えたわけですけれども、公労公使の審議においてもそれぞれ真摯に丁寧に議論を尽くし、その上で、これ以上の調整は難しいと判断し、引上げ額が過去最高であることなども踏まえまして、52円引上げの時間額1,005円を公益見解といたしましたが、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 労使双方から答申どおりのご意見を賜りましたので、8月5日の審議会の答申どおりとするという結論を局長に答申したいと思えます。よろしく願いいたします。

では、この異議申出に対する答申内容について、事務局の方で答申文(案)のご用意はできてますでしょうか。

室 長 大丈夫です。

会 長 それでは、答申文(案)の朗読をお願いします。

賃金係 (答申文(案)の朗読)

会 長 この答申文案でよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。それでは、答申文の(案)を削

除してください。これから局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

会 長 それでは、ここで局長からご挨拶がございます。

局 長 それでは、一言お礼申し上げます。

ただ今、茨城県最低賃金の異議の申出の諮問に対しまして、本年8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申をいただきました。ありがとうございます。これによりまして、茨城県最低賃金につきましては、52円引き上げまして、時間額1,005円と決定するというので、今後の手続きを進めていきたいと思っております。この間、真摯にご議論いただき、答申を取りまとめていただきまし委員の皆様には、改めて深く感謝の意を表したいと思っております。本当にありがとうございました。今後、速やかに官報公示を行った上で、10月1日火曜日からの効力発生ということで手続きを進めていきたいと思っております。労働局といたしましては、最低賃金の周知広報、履行確保をはじめ、支援策の活用促進を含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、何卒引き続きご協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、委員の皆様には、引き続き特定最賃のご審議をお願いしているところであります。暑い中ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

会 長 それでは、この結果につきまして、今後発効されたのち、労使の関係者、茨城労働局の方々、あるいは、自治体の皆様方には、最低賃金水準の履行が確実に行われるように周知啓発に努めていただくようどうぞよろしくお願いい

たします。

では、異議申出の件につきましては、これにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

なお、茨城県最低賃金専門部会については、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限8月20日をもって廃止となっておりますので、ご報告いたします。それでは、茨城県最低賃金の効力発生日および今後の日程等について、事務局に説明をしていただきます。

室 長

それでは説明させていただきます。まず、効力発生日についてです。本日、異議申出審議にかかる答申をいただきましたので、官報公示の入稿の手続きを行い、8月31日から30日間の官報公示を行います。効力発生日については、答申をいただいた内容のとおりで、指定発効10月1日火曜日となる見込みです。次に、今後の審議会の日程についてですが、日程の確保、調整等につきましては、皆様のご協力を賜りありがとうございます。次回は、特定最低賃金に関する改正の必要性についての審議となりますが、第五回本審を9月3日火曜日10時から、第六回本審を9月10日火曜日13時30分から、両日ともこの場所で開催いたします。審議内容につきましては、業種毎、労使双方の参考人からの意見陳述、意見聴取後、改正必要性についての審議、結審、答申をいただいた後、金額改正の諮問を行う予定となっております。なお、参考人の意見陳述については、3産業、労使双方合わせて6名の方に意見陳述を行っていただく予定です。以上です。

会 長

ただ今のご説明につきまして、ご意見やご質問等はいかがでしょうか。

全委員

(意見・質問等なし)

会 長

なければ、以上で本審議会を終了といたします。次回は、9月3日火曜日午前10時から第五回本審がこの場所にて開催されます。第五回本審では、茨城県特定最低賃金改正決定に伴う必要性の審議にあたって参考人の方からご意見を伺うことになっております。よろしくお願いいたします。本日、これまでの審議、お疲れさまでした。これにて終了といたします。ありがとうございました。